

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
平成12年12月1日規則第128号			平成12年12月1日規則第128号		
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則			○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則		
平成12年12月1日規則第128号			平成12年12月1日規則第128号		
別表第15（第71条関係）			別表第15（第71条関係）		
土壌汚染に関する基準			土壌汚染に関する基準		
土壌汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。			土壌汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。		
特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値	特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
略					
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u>		1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.02ミリグラム</u>	
略					